



令和7年3月25日
十日町市総務課

ビジネス軽装の実施について

市では、職員の働きやすい環境をつくり、業務効率を上げ、市民サービスをより向上させること、また、クールビズ期間を区切ることなく服装を適宜選択し、冷暖房に頼り過ぎず、省エネルギー化の推進を図ることを目的に、下記のとおり業務中のビジネス軽装を開始します。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 開始日

令和7年4月2日（水）

2 服装について

- ・通年ノーネクタイ、ノージャケット
- ・公務員としての品位を損なわず不快な印象を与えない服装
- ・主に作業着を着用し業務を行う必要のある職員は変更なし

3 例外となる場面

- ・各種式典
- ・社会通念上、ビジネス軽装が相応しくないと判断される会議等

■お問合せ先

十日町市総務課 人事係

担当：小堺 ☎025-757-9787（直通）